

平成二十年内閣府令第八十三号

(再就職者による依頼等の承認の手続)

職員の退職管理に関する内閣官房令
職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第四条第六号、第八条第一項、第二十二条、第二十三条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一号、第二十九条第一項、第三十二条、第三十三条第四号、第三十四条において準用する第二十九条第一項、附則第十二条第一項第一号ロ(1)及び第二号イ並びに附則第十四条の規定に基づき、並びに同令を実施するため、職員の退職管理に関する内閣府令を次のように定める。

(継続的給付として内閣官房令で定めるもの)
第一条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号。以下「令」という。)第四条第六号及び第二十二条に規定する内閣官房令で定める継続的給付は、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

(特に密接な利害関係にある場合)
第二条 令第八条第一項第二号及び第三号に規定する内閣官房令で定める場合は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号。以下「法」という。)第一百六条の三第二項第四号の承認の申請をした職員(以下この条において「職員」という。)が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が次の各号に掲げる場合とする(令第八条第一項第一号に該当する場合を除く。)。

一 職員が、当該利害関係企業等に対し不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。)をしようとする場合

二 檢察官、検察事務官又は司法警察職員が、当該利害関係企業等に対し、職務として行う場合における犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行をしている場合(求職の承認の手続)

三 令第九条に規定する求職の承認の申請は、次の各号に掲げる当該求職の承認を得ようとする職員の区分に応じ、当該各号に定める機関を経由して行うものとする。

一 行政機関(令第十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる国の機関をいう。以下同じ。)に在職している職員 当該行政機関

二 行政執行法人に在職している職員 当該行政執行法人

三 都道府県警察に在職している職員 国家公安委員会

2 令第九条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

3 令第九条に規定する内閣官房令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行っている事業の内容を明らかにする資料
二 承認を得ようとする職員の職務の内容を明らかにする資料
三 承認を得ようとする職員の職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調書

4 令第八条第一項第一号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする職員の行う職務を規定する関係法令の規定及びその運用状況を記載した調書

5 令第八条第一項第二号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする職員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書

6 令第八条第一項第三号に係る承認の申請である場合には、次に掲げる書類
イ 利害関係企業等を経営する親族からの要請があつたことを証する文書
ロ 承認を得ようとする職員と利害関係企業等を経営する親族との続柄を証する文書

7 令第八条第一項第四号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書
八 その他参考となるべき書類

第四条 令第二十三条に規定する依頼等の承認の申請は、次の各号に掲げる当該依頼等の承認を得ようとする再就職者の区分に応じ、当該各号に定める機関を経由して行うものとする。
一 離職時に行政執行法人に在職していた再就職者 当該行政執行法人
二 離職時に都道府県警察に在職していた再就職者 国家公安委員会
三 令第二十三条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(再就職等監察官への届出の様式)
第五条 令第二十五条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第三とする。
(任命権者への再就職の届出等の様式)
第六条 令第二十六条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第四とする。
1 令第二十六条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。
2 令第二十六条第三項の規定による届出は、別記様式第六による届出書によるものとする。
3 令第二十六条第六項において準用する同条第三項の届出は、前項の届出書によるものとする。
4 令第二十六条第七項において準用する同条第三項の届出は、前項の届出書によるものとする。
5 令第二十七条第一号に規定する内閣官房令で定めるものは、次に掲げるもののうち、人事院規則九一一七(俸給の特別調整額)に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるもの以外のものとする。

一 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)別表第一イ行政職俸給表(一)の職務の級七級の職員
二 給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級五級の職員
三 給与法別表第三税務職俸給表の職務の級七級の職員
四 給与法別表第四イ公安職俸給表(二)の職務の級八級の職員
五 給与法別表第四ロ公安職俸給表(二)の職務の級七級の職員
六 給与法別表第五イ海事職俸給表(二)の職務の級六級の職員
七 給与法別表第六イ教育職俸給表(二)の職務の級四級の職員
八 給与法別表第七研究職俸給表の職務の級五級の職員
九 給与法別表第八イ医療職俸給表(二)の職務の級三級の職員
十 給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)の職務の級七級の職員
十一 給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の職務の級六級の職員
十二 給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級六級の職員
十三 内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式

第七条 令第二十七条第一号に規定する内閣官房令で定めるものは、次に掲げるもののうち、人事院規則九一一七(俸給の特別調整額)に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるもの以外のものとする。
一 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)別表第一イ行政職俸給表(一)の職務の級七級の職員
二 給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級五級の職員
三 給与法別表第三税務職俸給表の職務の級七級の職員
四 給与法別表第四イ公安職俸給表(二)の職務の級八級の職員
五 給与法別表第四ロ公安職俸給表(二)の職務の級七級の職員
六 給与法別表第五イ海事職俸給表(二)の職務の級六級の職員
七 給与法別表第六イ教育職俸給表(二)の職務の級四級の職員
八 給与法別表第七研究職俸給表の職務の級五級の職員
九 給与法別表第八イ医療職俸給表(二)の職務の級三級の職員
十 給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)の職務の級七級の職員
十一 給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の職務の級六級の職員
十二 給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級六級の職員
十三 内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式

第八条 令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第七とする。
1 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出は、別記様式第八による届出書によるものとする。
2 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出は、別記様式第九による届出書によるものとする。
3 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出は、別記様式第九による届出書によるものとする。

内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財團法人
第九条 令第三十二条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財團法人(以下「公益法人」という。)であつて、次の各号に掲げるものとする。
一 一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算(次号において単に「直近事業年度決算」という。)において、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金(以下「給付金等」という。)のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの(ただし、当該事業年度の次年度以降におい

て、当該公益法人が国から交付を受ける給付金等のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の金額の割合が二分の一未満であることが確実と見込まれるもの(除く)。)

二 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二以上であるもの(ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受ける給付金等の総額の割合が三分の二未満であることが確実と見込まれるもの(除く)。

三 法令(告示を含む。以下この条において同じ。)の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる处分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの(ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他のこれに準ずるもの(除く))。

四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる处分を受け、当該事務又は事業を行うもの(ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるもの(除く))。

第十一条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

第十二条 令第三十四条において準用する令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

(施行期日) 附 則

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)

第十一条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

第十二条 令第三十四条において準用する令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)

1 この内閣官房令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第四条第一項第二号及び第二条の規定による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第四条第一項に規定する行政執行法人には、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人を含むものとする。

附 則 (平成二十九年一月二二日内閣官房令第九号)

1 この内閣官房令は、平成三十年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この内閣官房令による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第六条第四項並びに第八条第二項及び第三項の規定並びに別記様式第四から別記様式第十までの様式は、この内閣官房令の施行の日以後にされた国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第一百六条の二十三第一項の規定による届出(同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く)、同法第一百六条の二十四第一項の規定による届出(同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く)及び同条第二項の規定による届出について適用し、同日前にされた同法第一百六条の二十三第一項の規定による届出及び同日以後にされた当該届出に係る事項の変更に係る届出、同日前にされた同法第一百六条の二十四第一項の規定による届出及び同日以後にされた当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに同日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお從前の例による。

(施行期日) 附 則 (令和元年六月二八日内閣官房令第二号)

第一 条 この内閣官房令は、令和元年七月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この内閣官房令の施行の際現にある第四条の規定による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式(以下「旧失退手規則様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この内閣官房令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の職員の退職管理に関する内閣官房令の様式(以下「旧職員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

第四条 この内閣官房令の施行の際現にある第六条の規定による改正前の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の様式(以下「旧役員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

第五条 この内閣官房令の施行の際現にある旧失退手規則様式、旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができ。この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める政令(平成二十二年政令第百十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十四年四月六日内閣府令第二号)

この府令は、復興庁設置法(平成二十三年法律第二百一十五号)の施行の日(平成二十四年一月十日)から施行する。

附 則 (平成二十六年五月二九日内閣府令第四号)

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月二六日内閣官房令第三号)

この府令は、内閣官房令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の職員の退職管理に関する内閣官房令の様式(第三項において「旧職員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (令和元年二月二六日内閣官房令第六号)

この内閣官房令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月一八日内閣官房令第六号)

(施行期日)

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年五月三十日内閣官房令第三号)

この府令は、内閣官房令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の職員の退職管理に関する内閣官房令の様式(第三項において「旧職員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (平成二七年三月二六日内閣官房令第三号)

抄

(施行期日)

2 この内閣官房令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の様式（次項において「旧役員退職管理官房令様式」という。）による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

3 この内閣官房令の施行の際現にある旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1（第3条関係）

別記様式第1（第3条関係）

利害関係企業等に対する求職承認申請書

年　月　日（第　号）

再就職等監視委員会委員長（再就職等監察官） 殿

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の3第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

（ふりがな）（ 氏　名	生年月日（年齢） 年　月　日生（　歳）
在職機関 [※] 官　職	所属局課（職名）
俸　給 職俸給表（　）級　号俸	
現在の職務内容	
離職予定日　年　月　日	

※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。

2 承認の申請に係る利害関係企業等

<input type="checkbox"/> 営利企業 名　称	<input type="checkbox"/> その他の法人	本社所在地
業務内容		
子法人の 地位に關 する承認 申請の場 合	<input type="checkbox"/> 営利企業 子法人の名称	<input type="checkbox"/> その他の法人 本社所在地
業務内容		

3 申請者の職務と利害関係企業等との関係

(1) 共通事項

利害関係の区分（職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号。以下「職員政令」という。）第4条各号）

1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号

利害関係の具体的な内容

申請者の裁量の程度

(2) 特に密接な利害関係の有無*

- 申請者が、利害関係企業等に対し、検査等を行っている又は行おうとしている
- 申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている
- 申請者が、利害関係企業等に対し、犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行をしている

特に密接な利害関係の具体的な内容

 特に密接な利害関係はない

* 職員政令第8条第1項第2号又は第3号に該当すると判断される場合のみ記載すること。

4 職員政令第8条第1項への該当状況

 第1号

第2号 高度の専門的な知識経験の内容

(ふりがな) () 依頼者の氏名	依頼を受けた日 年 月 日
----------------------	------------------

部署名	役職
-----	----

連絡先 TEL (- - -)	FAX (- - -)
-------------------	---------------

予定される地位の名称及び業務内容

依頼内容
必要とされる高度の専門的な知識経験の内容

第3号 (ふりがな) () 続納 利害関係企業等における役職
親族の氏名

第4号 公募期間 年 月 日 ~ 年 月 日

公募方法 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載

ホームページに掲載

その他 ()

選考方法 選考委員会等の有無 □ 有 □ 無 □ 不明

選考委員会等における社外委員の有無 □ 有 □ 無 □ 不明

5 その他参考事項

--

在職機関 [※] 確認欄
上記3に記載されている内容について、事実に相違がないことを証明する。
年 月 日

※ 上記1に記載の在職機関とする。

再就職等監視委員会（再就職等監察官）記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認 (職員政令第8条第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 承認 (職員政令第8条第1項第2号該当) <input type="checkbox"/> 承認 (職員政令第8条第1項第3号該当) <input type="checkbox"/> 承認 (職員政令第8条第1項第4号該当) <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認に際しての附帯条件	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
処理機関コード	年 月 日

別記様式第2 (第4条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

再就職等監視委員会委員長（再就職等監察官） 殿

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の4第5項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

（ふりがな）（ 氏 名	生年月日（年齢） 年 月 日生（歳）
勤務先當利企業等の名称	役 職

連絡先 TEL（— — — — —） FAX（— — — — —）

勤務先當利企業等の業務内容

2 離職時及び離職前の状況

離職前5年間(※)の 仕事 状況等	離職日	年 月 日	離職時の官職	
			所属・官職等	在職期間
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
		自 年 月 日 至 年 月 日		

※ 申請者が国家公務員法第106条の4第2項又は第3項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先常利企業等との契約等の関係

在職していた行政機関等において自らが締結を決定した勤務先常利企業等又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた行政機関等において自らが決定した勤務先常利企業等又はその子法人に対する処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号）に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）	()
在職機関*	所属局課（職名）
官職等	
職務内容	

*府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

在職機関*確認欄

上記2に記載されている内容について、事実に相違がないことを証明する。

年	月	日
---	---	---

*申請者が離職時に在職していた府省等、行政執行法人又は都道府県警察とする。

再就職等監視委員会（再就職等監査官）記入欄

受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認	
<input type="checkbox"/> 不承認	
<input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
処理機関コード	年 月 日

別記様式第3（第5条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

再就職等監察官 殿

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の4第9項規定に基づき、下記のとおり届出します。
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏名	生年月日 (年齢) 年 月 日 生 (歳)
在職機関 [※] 官 職	所属局課 (職名)

※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
勤務先當利企業等の名称	役 職

離職時の在職機関[※]

※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。

3 要求又は依頼の内容

--

再就職等監察官記入欄

受理番号

別記様式第4（第6条第1項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名			
2 生年月日	年 月 日		
3 官 職			
4 約束前の求職開始日	年 月 日		
5 再就職の約束をした日	年 月 日		
6 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容			
所属・官職	在職期間	職務内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
7 離職予定日	年 月 日		
8 再就職予定日	年 月 日		
9 再就職先の 名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：		
10 再就職先の業務内容			
11 再就職先における地位			
12 求職の承認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
13 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
14 官民人材交流センター以外の援助 (□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)			
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容		

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第5（第6条第2項関係）

別記様式第5（第6条第2項関係）

変更届出

(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連)

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職	変 更 前	変 更 後		
	変 更 前	所 属・官 職	在 職 期 間	職 務 内 容
約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	変 更 前			
	変 更 後			
離職予定日	変 更 前			
	変 更 後			
再就職予定日	変 更 前			
	変 更 後			
再就職先の名称及び連絡先	変 更 前			
	変 更 後			
再就職先の業務内容	変 更 前			
	変 更 後			
再就職先における地位	変 更 前			
	変 更 後			

別記様式第6（第六条第三項、第四項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年月日

殿

住 所

氏 名

電話番号

年月日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出に係る約束の効力が失われました。地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第26条第3項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合には、「約束の効力が失われました」と記載し、同条第6項において準用する同条第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合には、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第7（第八条第一項関係）

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連）

年月日

内閣総理大臣殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名		
2 生年月日	年月日	
3 離職時の官職		
4 離職前の求職開始日	年月日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	

5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

所属・官職	在職期間	職務内容
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

6 離職日 年月日

7 再就職予定日 年月日

8 再就職先の名称及び連絡先 再就職先の連絡先：

9 再就職先の業務内容

10 再就職先における地位

11 求職の承認の有無 □有 □無

12 官民人材交流センターの援助の有無 □有 □無

13 官民人材交流センター以外の援助 (□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)

(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容

--	--

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第8（第8条第2項関係）

別記様式第8（第8条第2項関係）

変更届出

(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連)

年 月 日

内閣総理大臣殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名稱及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第9（第8条第3項関係）

失効届出

(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連)

年月日

内閣総理大臣殿

住所

氏名

電話番号

年月日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

別記様式第10（第11条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出

(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項関連)

年月日

内閣総理大臣殿

住所

氏名

電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名		
2 生年月日	年月日	
3 離職時の官職		
4 離職前の求職開始日	年月日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)	
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容		
所属・官職	在職期間	職務内容
	自年月日 至年月日	
6 離職日	年月日	
7 再就職日	年月日	
8 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称: 再就職先の連絡先:	
9 再就職先の業務内容		
10 再就職先における地位		
11 求職の承認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
12 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13 官民人材交流センター以外の援助 (□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)		
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容	

--	--

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。
-